○総務省告示第四百五十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三第一項第十一号ハ及びニ、第四十九条の六の四第一項第二号ハ、ニ及びホ、第四十九条の六の五第一項第二号ロ、ハ及びニ並びに別表第二号17⑵の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　三端　達夫

第一項第一号⑵中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同項第二号の表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の項中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、陸上移動局対向器に係るものに限る。）の項及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、基地局対向器に係るものに限る。）の項を削り、同項第四号を削る。

第二項第一号⑴イ中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同ウを削り、同号⑵イ中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同ウを削り、同号⑶イ中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同ウを削り、同項第二号の表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の項中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第五号を削る。

○総務省告示第四百五十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及び別表第二号17⑶の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　三端　達夫

第二項第一号中「及び陸上移動中継局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号中「及び陸上移動中継局」を削り、同号⑶を削り、同項第三号中「及び陸上移動中継局」を削り、同号⑶を削り、同項第四号中「及び陸上移動中継局（基地局から陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継するものに限る。）」を削り、同項第五号を削る。

○総務省告示第四百五十六号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）別表第一号一⑶の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第一項の表二十八の項中「第二条第一項第十号に掲げる無線設備」を「第二条第一項第十号の二に掲げる無線設備」に改める。

別表第二十五中「第２条第１項第10号」を「第２条第１項第10号の２」に改める。

○総務省告示第四百五十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

別表第五号第１の３⑴、第２の３⑴及び第４の３中「以下」を「同規則第49条の６の伝送設備により中継される場合を含む。以下」に改める。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５６０号

神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目21番11号48

債務者　三宅末津枝

1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三宮　政俊

4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前11時

6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６１８号

神奈川県厚木市恩名１丁目７番69号　メイゾン会田２番館303、前住所神奈川県秦野市入船町11番５―304号

債務者　関口　純一

1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村松　謙

4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３５号

仙台市太白区長町４丁目３番14号、従前の住所宮城県大崎市古川穂波８丁目14番１号

債務者　宮内　義武

1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　及川　雄介

4　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時

6　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号

福島県いわき市平中神谷字十二所59番地の２、住民票上の住所福島県いわき市明治団地52番地の１

債務者　小山　陽司

1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　戸川　瑛

4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時10分

6　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで

福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４９号

千葉県鴨川市金束20番地　金束団地Ｂ―５号

債務者　鎌田　英二

1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村松　浩二

4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで

千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第４３１号

奈良市西大寺東町１―６―24、住民票上の住所奈良市中登美ヶ丘２丁目1984番地の193

債務者　木村　雅則

1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横田　保典

4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時10分

6　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで

奈良地方裁判所